

介護職員処遇改善の施策支援を求める意見書

我が国は、高齢化の進行に伴い、今後、介護に対する需要がますます高まることが予想される。

厚生労働省の推計によれば、介護サービスの需要の増加によって、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までに、介護人材が新たに100万人程度必要になるとの推計もあり、人材の確保、定着促進が喫緊の課題となっている。

また、介護に従事する職員の給与水準は全産業労働者平均の約3分の2にとどまっているほか、介護職員処遇改善加算は、平成27年3月までの期限となっており、人材確保のための処遇改善は急務である。

一方、当県においても、高齢化が他県より進行している現状や現在の介護分野の人材確保が難しい状況から考えると、将来にわたって介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保することが肝要となっており、介護人材の確保は、極めて重要な課題となっている。

こうした中、先の通常国会において、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立をしたところであり、平成27年の介護報酬の改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会で審議が始まったところである。

国におかれては、以上の趣旨を踏まえ、将来にわたって持続可能な介護保険制度が確立されるよう、介護職員の処遇改善の施策支援に取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
厚生労働大臣